## 議員提出議案第2号

## 瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月26日

提出者	瑞穂町議会議員	石	JII		修
賛成者	<i>II</i>	小	Ш	龍	美
"	IJ	大	坪	国	広
"	<i>II</i>	村	Щ	正	利
"	<i>II</i>	村	上	嘉	男
IJ	JJ	古	宮	郁	夫

### (提案理由)

政務活動費の透明性の向上を図るため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する 条例

瑞穂町議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年条例第8 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、要請・陳情」を削る。 別表を次のように改める。

# 別表(第2条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	調査研究活動のために必要な先進地調査又は現
	地調査に要する旅費等
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費又は
	団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報•広聴費	政務活動、議会活動及び町の政策について住民
	に報告し、及び広報するために要する経費又は
	住民からの町政及び議員の政策等に対する要望
	及び意見を聴取するための会議、相談等に要す
	る経費
資料作成費	政務活動のために必要な資料の作成に要する経
	費
資料購入費	政務活動のために必要な図書、資料等の購入に
	要する経費

附則

この条例は、公布の日から施行する。

新

#### 第1条 略

(経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴\_\_\_、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

#### 2 略

第3条から第12条 略

#### 別表(第2条関係)

政務活動に要する経費

<u>項目</u>	<u>内容</u>		
	調査研究活動のために必要な		
調査研究費	先進地調査又は現地調査に要		
	する旅費等		
研修費	議員が研修会を開催するため		
	に必要な経費又は団体等が開		
	催する研修会の参加に要する		
	<u>経費</u>		
	政務活動、議会活動及び町の		
	政策について住民に報告し、		
	及び広報するために要する経		
広報・広聴費	費又は住民からの町政及び議		
	員の政策等に対する要望及び		
	意見を聴取するための会議、		
	相談等に要する経費		
次 41	政務活動のために必要な資料		
<u>資料作成費</u>	の作成に要する経費		
次以胜、弗	政務活動のために必要な図		
資料購入費	書、資料等の購入に要する経		

#### 第1条 略

(経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、広報・広聴、要請・陳情、住民相談、各種会議への参加等町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

#### 2 略

第3条から第12条 略

#### 別表(第2条関係)

政務活動に要する経費

項目	<u>内容</u>
	議員が行う町の事務、地方行
調査研究費	財政等に関する調査研究(視
<u> </u>	察を含む。)及び調査委託に要
	<u>する経費</u>
	1 議員が行う研修会、講演会
	等の実施(共同開催を含
	<u>む。)に要する経費</u>
研修費	2 団体等が開催する研修会
	(視察を含む。)、講演会等
	への議員及び議員の雇用す
	る職員の参加に要する経費
	議員が行う活動の広報・広聴
広報・広聴費	活動に要する経費
西津 陆桂林	議員が行う要請・陳情活動、
要請・陳情等	住民相談等の活動に要する経
活動費	<u>費</u>
人类曲	1 議員が行う各種会議、住民
会議費	相談会等に要する経費

<u>費</u>

1	ı
	2 団体等が開催する意見交
	換会等各種会議への議員の
	参加に要する経費
次则是中典	議員が行う活動に必要な資料
資料作成費	を作成するために要する経費
	議員が行う活動のために必要
資料購入費	な図書、資料等の購入、利用
	等に要する経費
	議員が行う活動のために必要
事務所費	な事務所の設置及び管理に要
	する経費
古沙典	議員が行う活動に係る事務の
事務費	遂行に要する経費
1 / 小曲	議員が行う活動を補助する職
人件費	員を雇用する経費

附<u>則</u> この条例は、公布の日から施行する。